

特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1. 業務名

特定健康診査受診勧奨業務委託

2. 目 的

半田市（以下「発注者」という。）の令和6年度の特定健康診査の受診率は53.7%(法定報告値)であり、第4期特定健康診査等実施計画において設定した最終目標値である60.0%（令和11年度）との乖離がある。目標を達成するために、事業者が有する専門的知見や受診勧奨に関するノウハウを活用し、効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率の向上を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業場所

半田市東洋町二丁目1番地 ほか

5. 勧奨対象者

令和6年度の特定健康診査対象者の人数は、12,899人（法定報告値）であり、各年齢層の特定健診実施者数と受診率は、次のとおりである。受注者は、発注者と協議の上、全受診対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者を選定するものとする。

年齢	特定健診実施（人）	受診率（％）
40～44 歳	229	30.6
45～49 歳	294	35.3
50～54 歳	372	30.6
55～59 歳	416	34.6
60～64 歳	797	49.3
65～70 歳	1,809	60.5
70～74 歳	3,009	65.8
合計	6,926	53.7

6. 業務内容

(1) 事業計画書の作成

受注者は契約締結後遅滞なく、事業計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、事業計画書は、企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の時期や発注者からのデータ提供希望内容及び時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) データ分析業務

ア データの提出

発注者は、受注者に次のデータのうち、データ分析業務に必要なデータを提供する。この他に必要なデータについては、発注者と受注者が協議の上、提供の可否を判断する。

(ア) 特定健診及び特定保健指導受診歴データ (FKAC165、FKAC167)

(イ) 特定健診対象者データ (FKAC161 又は FKAC173)

(ウ) 被保険者管理台帳

(エ) 宛名印字用データ

(オ) 外字ファイルデータ

イ データ加工業務

受注者は、発注者から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

ウ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

受注者は、健診受診履歴、健診結果、疾病傾向等から全受診対象者個々の特性分析を行い、受診勧奨すべき対象者を特定する。なお、受注者が実施する特性分析方法に係る規程は定めないものの、他の市町村での特定健診受診率向上の実績を有する手法で行うものとする。

(3) 勧奨事業の実施

受注者は(2)データ分析の結果を基に、次のとおり効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、発注者が合意した者

イ 発送時期

発送回数は年2回以上とし、より勧奨効果が高くなる時期を発注者と受注者で協議の上、決定する。

ウ 発送枚数

発送枚数は、各発送時に発注者と受注者で協議の上、決定する。

エ 通知物

(ア) 通知物の内容

通知物は、勧奨対象者の特性等によって内容を変えるなど、受診意欲を促すような受診勧奨通知を作成するものとする。なお、勧奨媒体については定めない。SMS 等電子媒体の活用も可とするが、はがきやリーフレット等紙媒体の通知物も作成すること。

(イ) 通知物の印字及び印刷

発注者が提出する宛名データに基づき、受注者は通知物の印字及び印刷を行う。なお、宛名印字に関しては原則、漢字印字にて行う。

(ウ) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施し、その回数は3回程度とする。

(エ) 受診勧奨対象者の最終決定

受注者は、発注者から提供される除外対象者リストを基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。

(オ) サンプル納品

受注者は、通知物発送前に発注者に対して、サンプルを各5部納品する。

(4) 業務実施報告書の作成

受注者は勧奨業務完了後、契約期間内に勧奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成のうえ、発注者に報告すること。その際、次年度の健診業務・勧奨業務についての提言も行うこと。

なお、報告書の作成にあたって必要な受診者等のデータについては、別途発注者から提供する。

7. 委託料の支払

(1) 委託料の支払いは、事業完了後の1回払いとする。

(2) 受注者は、作業が完了し次第、速やかに発注者に検査を請求し、検査に合格した時は、代金の支払いを請求する。

(3) 発注者は、受注者が提出する請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

8. 機密情報の取り扱い

機密情報は「半田市情報セキュリティに関する特約」に基づき取り扱うこと。

9. その他

- (1) 受注者は、発注者が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応すること。
- (2) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打合せを実施すること。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (4) 受け渡しデータのフォーマットについては、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。
- (5) 受注者が業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ発注者の承諾を得ることとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途、協議し決定する。